

# 吉野川市教育委員会会議録

招集年月日 平成28年11月28日  
招集の場所 吉野川市役所本館 大会議室  
開閉会日時 開会 平成28年11月28日 午後14時00分  
閉会 平成28年11月28日 午後15時19分

出席委員 委員長 鹿児島康江  
委員長職務代理者 川村徳子  
委員 上野準二  
委員 笠江俊文  
委員 谷田憲二

出席職員 委員(教育長) 石川邦彦  
副教育長 藤野井昭仁 副教育長 伊藤昭仁  
教育総務課長 橋川寛司 学校教育課長 住友美香  
生涯学習課長 松原勲 学校再編準備室長 片山富造  
給食センター所長 近久謙二

## 議案

- (1) 教育委員長の選挙について
- (2) 教育委員長職務代理者の選挙について
- (3) 吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の改正について

## 協議事項

- (1) 吉野川市就学援助申請書類等の変更について

## 報告事項

- (1) 平成28年度事務事業評価(新規・拡大)について

## その他

### 会議の経過

橋川教育総務課長	開会前ではございますが、今月18日の市議会臨時議会で選任同意され、本日、辞令をお受けになられました谷田憲二教育委員に一言就任のご挨拶をいただきます。
委員	(就任挨拶)
橋川教育総務課長	ありがとうございました。よろしく願いいたします。 続きまして、教育委員長及び委員長職務代理者につきましては、今月25日をもって任期満了となっております、新たに教育委員長並びに委員長職務代理者を選任いただく必要があります。 教育委員長の選任につきましては、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の一部を改正する法律では、平成27年4月1日より、新教育委員会制度へ移行することとされています。 但し、附則第2条では「施行日(平成27年4月1日)に在職している教育長については、施行日以降も、その委員としての任期が満了するまでは、在職する現行制度が適用されることとなる。」とされています。 このことから、旧法第12条第1項により、教育委員会は委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっています。 つきましては、本日の会議で新教育委員長が決定するまで、臨時議長を笠江委員にお願いし、会議を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか?
一同	異議なし。

橋川教育総務課長	<p>ご異議ございませんので、笠江委員に臨時議長をお願いいたします。</p>
委員	<p>ご承認いただきましたので、新教育委員長が決定するまで、私の方で会議の進行をさせていただきます。</p> <p>只今から、11月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>次第では、ここで会議録署名委員を指名すべきところですが、吉野川市教育委員会会議規則第15条（旧規則）で、「会議録には、委員長のほか会議において定めた2人の委員が署名、捺印しなければならない。」ことになっています。この後、「教育委員長の選挙について」が議案となっているため、委員長が選任された後に会議録署名委員を指名していただきたいと思います。</p> <p>それでは、議案第1号「教育委員長の選挙について」を議題とすることにいたします。</p> <p>本来は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（旧法）第12条第1項により、教育委員会は委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっていますが、吉野川市教育委員会会議規則（旧規則）第2条第2項では、「教育委員会は、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。」とありますので、教育委員長の選任につきましては、指名推薦としてよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
委員	<p>ご異議がございませんので、指名推薦の方法を用いることといたします。</p> <p>私の方で新教育委員長の腹案をもっていますので、発表させていただきます。</p> <p>新しい教育委員長には、鹿児島康江委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
委員	<p>ご異議ございませんので、新教育委員長には鹿児島委員が選出されました。</p> <p>なお、新しく選任された委員長、委員長職務代理者の任期につきましては、現教育長の委員としての任期が平成29年3月31日で満了し、新教育委員会制度へ移行するため、平成28年11月28日から平成29年3月末までとなります。</p> <p>それでは、委員長が決定しましたので、議長を鹿児島新委員長と交代いたします。臨時議長へのご協力ありがとうございました。</p>
委員長	<p>（就任挨拶）</p> <p>それでは、会議録署名委員は上野準二委員・谷田憲二委員をお願いします。</p> <p>続きまして、議案第2号「教育委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。</p> <p>教育委員長職務代理者の選任につきましては、旧地教行法第12条第4項及び、旧吉野川市教育委員会会議規則第2条第3項の規程により、「教育委員長職務代理者の選任は選挙によるもの」となっておりますが、第2条第2項の規程を準用し、指名推薦の方法を用いることができますので、指名推薦としてよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>ご異議がございませんので、指名推薦の方法を用い、私からご提案をさせていただきます。</p> <p>新しい教育委員長職務代理者には、川村徳子委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>ご異議がございませんので、新しい教育委員長職務代理者には、川村徳子委員が選出されました。なお、先ほどの笠江委員のご説明どおり、平成29年4月からは新教育委</p>

員会制度へ移行するため、任期は本日から平成29年3月末といたします。ご協力ありがとうございました。

続きまして、議案第3号「吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の改正について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

伊藤副教育長 議案(3)の「吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の改正について」、説明いたします。

これは、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員法が定める人事評価の趣旨に鑑み、「県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則」の一部改正が行われたことを受け、本市の「学校管理運営規則」の一部を改正するものです。

一部改正は、お手持ちの資料「吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則」(新旧対照表)に、改正案を現行のものと対比できるように示しております。ご覧ください。

また、カラープリントで配付させていただいております「啓発パンフレット」にも示されていますが、今年度から、「教職員の育成・評価システム」が全面実施されておまして、これまでの「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、「能力(意欲・実績)」、「自己管理」、「自己申告による目標管理の成果」、それぞれの評価結果等を踏まえ、「総合評価」を行うこととなっています。

したがって、県教委からの改正通知に基づき、管理運営規則の(勤務評定)のところを(人事評価)に、「勤務成績の評定に関する規則」のところを「人事評価に関する規則」に、また、「市町村立学校県費負担教職員勤務評定実施要領」のところを「徳島県市町村立学校県費負担教職員の『教職員の育成・評価システム』に関する実施要綱」に置き換えるというものです。

また、「啓発パンフレット」⑦の「苦情の申出・相談窓口」のところにも示されていますが、評価結果の開示については、総合評価結果欄に最下位の段階の評価を付与した場合に、総合評価結果を、最終面談時に、口頭により行うこととされています。

そして、最下位の段階の評価結果を付与され、不服がある場合は、服務を監督する教育委員会に苦情の申し出をすることができることとなっています。

そこで、公正・公平な評価のための組織体制の構築を図るため、「評価結果に対する苦情の取扱い」や「相談窓口の設置」として、別紙「評価結果に対する苦情の申出等取扱要領」を定め、相談窓口や不服の申出等について、対応することとしました。取扱要領には、審査会の設置と組織、所掌事務、不利益な取扱いの禁止などを定めております。

なお、この要領は、本年4月1日からの施行といたします。ご審議よろしく願いいたします。

委員長 このことについて、ご質問、ご意見はございますか。

委員 低評価を下された場合、不服が言える窓口を設けるのですね。

伊藤副教育長 そうです。不服があれば、申し出ることができます。そのことについて審査をするという形になります。

委員 どのような教職員が最下位の段階の評価(「D」となるのですか。

伊藤副教育長 勤務成績、それからここに「D」という、評価が書かれていますが、支援がなければ職務が遂行することができないというような状況がある場合、ここに一次評価者、二次評価者というものがございまして、その一次評価、二次評価を踏まえて、最終総合評価が下されます。その総合評価で「D」となった者ということになります。

委員 なかなか人として「D」評価にはできないですね。でも、つけなくてはならないのですよね。

伊藤副教育長 よほど職務に支障が生じている状況でないと、「D」はないかと思えます。

委員 誰が見てもこの人は「D」だということが判断できる場合でないと、ということですね。

伊藤副教育長 公平・公正な観点で評価をしますので、その点は、どのような状況が「D」にあたるか、ということ、今まで研修等で試行しています。

委員 「D」になったらどうなるのですか。

伊藤副教育長 特に今のところは人事評価に基づいて、例えば給与面に反映するという事はまだされていません。ゆくゆくそのような方向にもなるのではないかと、ということも言われていますが、現段階では給与と直接結びつくことはありません。指導改善を求めていくようにはなると思います。

委員 校長先生も評価するのですか。

伊藤副教育長 第一次評価者が教頭・副校長、第二次評価者が校長ということになります。

委員長 「D」評価のみ本人に知らせるのですか。

伊藤副教育長 「D」の場合は面談で校長が本人に伝えなければなりません。それ以外は、2月に行う最終面談の中で、自己評価と照らし合わせて、頑張ってきたところ等を面談の中で話合うことになっていきますので、直接あなたは「B」評価、「C」評価ということはありません。

委員長 「D」の場合は面談で校長が本人に伝えなければいけないのですか。その評価が不服であるとしたときにこれを申し出るようになるのですか。

伊藤副教育長 はい。この取り扱い要領に基づいて。

委員 では、面接の時には、本人が自分が「B」か「C」かということはわかるのですか。

伊藤副教育長 自分の自己評価シートというものがありますので、自分がたてた目標にどれだけできたかということ、「A」、「B」、「C」等の評価は自分もしていきます。それを基に、校長もみて、「B」と書いていますが、あなたの勤務成績からすると「A」くらいですよといった面接を最終しますので、そこで本人の評価と、校長の評価があまりかけ離れないような面談をしております。

委員 あまりにも過大に評価しすぎると、逆に管理職に媚びへつらうような感じになる可能性もあると思いますので、総合的にみていかないと、なかなか人を評価するというのは非常に難しいような気がします。ただ、点数だけで評価していたら、校長先生への印象が悪くなったら大変だということで、萎縮してしまう先生も出てくる可能性も出てきます。先生の個性を削ぐ可能性もこれからはあるので、そういったようなところも充分配慮しながら採点をしていかなければいけないと思います。

伊藤副教育長 したがって、最初に本人が目標をたてます。その目標設定面談ということで、その目標が適当なものかどうか、本人と校長で話し合います。それに基づいた実践をしていく中で、中間面談を実施し、どこまでできているかということ、校長と教諭で確認します。評価だけが最後にあるとかいうような状況ではありません。

委員長 他に何かございませんか、ないようですので、承認することと致します。  
続いて、協議事項（１）「吉野川市就学援助申請書類等の変更について」、事務局より説明をお願いします。

住友学校教育課長	<p>現在、就学援助の申請と認定の流れについては、吉野川市就学援助費交付規則により、次のようになっております。規則の第4条以降をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は、就学援助申請書を児童生徒が在学する学校の校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</li> <li>・審査は、保護者の経済状況のほか、その児童生徒の日常の生活状況や児童生徒の家庭の事情等を勘案し、総合的に判断することとする。</li> <li>・教育委員会は、この審査を行うために、特に必要があるときは、吉野川市福祉事務所の長または民生委員に対して助言を求めることができる。</li> <li>・教育委員会は審査を行うに当たり、意見を聴くために吉野川市就学援助認定委員会を設置する。</li> </ul> <p>このような規則に基づき、これまでは資料の5ページ、6ページの申請書および別紙事務処理用書類の提出を求めてまいりました。</p> <p>こうした中、最近「民生委員の意見欄」については、地区民生委員や申請者である保護者からも「不要でないか等」の様々なご意見や問題点が寄せられていた中、事務局において申請書類の変更の(案)に至る経緯をご説明いたしますと、まず他市の状況を調査いたしました。8ページをご覧ください。現在、申請に必要な書類に民生委員の意見欄を設けているのは本市のみ、また認定方法として、「認定委員会」で審査しているのは本市と阿南市といった現状でした。</p> <p>こうした課題をもって、これまでも何度か就学援助認定委員会の委員のみなさまにもおはかりをしてまいりました。様々なご意見がある中、申請書類の変更について就学援助認定委員にご相談したところ、まず書類の変更について同意いただきました。ただし、生活保護に準ずるものであることから、吉野川市においては「就学援助認定委員会」を今回、同時期になくすことはせず、委員が審査を行うべきとの貴重なご意見をいただきました。</p> <p>さらに、「就学援助認定委員会」についても、次の懸案事項として検討していくべきとの提言もありました。</p> <p>それでは、変更案の書類、2ページをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地区民生委員の意見欄」を削除しました。</li> <li>・申請者が、審査に必要な世帯の情報をくわしく記入し、提出するようにしました。規則にある、「総合的に判断すること」の部分の踏まえ、必要であると考えました。</li> <li>・学校長の確認欄には、「特記事項」を記入できるようにしました。</li> </ul> <p>この欄は、平成27年度に「意見欄」から「特記事項」に変更しています。</p> <p>この変更により、地区民生委員の方には、書類上での意見を求めることはなくなりますが、就学援助認定委員会の審査を受けるに当たり、特に情報収集が必要である場合は、事務局から連絡をさせていただき、ご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>教育委員のみなさまに、申請書類変更の案を含めた資料をご覧ください、ご協議をお願いいたします。</p>
委員長	このことについて、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	<p>プライバシーの保護の観点からすれば、民生委員にご意見をお伺いするのはいかなものかなと思っていました。今回、このような様式ができたことは良いのではないかと思います。ただ、認定委員会の、委員としてはお願いした方がいいのではないかと思います。教育委員会だけでは、その子どもさん、保護者の方の周りのことについて、把握しがたいので、地域のことについては民生委員・自治会長がよくご存じで、一足飛びに無くすというよりは、少し様子を見ておいた方がいいのかなと思いました。</p>
委員	生活保護を受けているかどうかということは、その前の段階で審査されるのですか。
住友学校教育課長	生活保護の方は、生活保護費を受けていますので、就学援助費は受けることができません。

委員長 認定委員会は月1回で行われているのですか。

住友学校教育課長 はい。毎月1回各地区の代表の校長先生と、各地区の代表の民生委員の会長が来られます。会長ですので、一つ一つのあがっている申請の事案については、自分の地区のものではありませんので、ご存じありません。知らないことなので、具体的なことは言えないこともあります。もちろん申請を出してきている学校の校長が必ずいるとは限りません。全く関係のないメンバーで審議をすることもあります。ここで、目安になるのが所得基準というところですよ。

委員 学校は家庭訪問等、担任を通じての家庭の様子はわかりますが、審査する上で民生委員の視点等は必要と思います。

委員長 認定委員会を毎月するのが大変であるというのであれば、2ヶ月に1回にするというのは都合が悪いのですか。

住友学校教育課長 経済的に困っている保護者の方に、いち早く届けるためには、審査会は月1回が望ましいと思います。

委員長 いきなり全部、民生委員の関わりを除けるというのではなく、委員会だけでも残していただけたらいいのかなと思います。

住友学校教育課長 委員会には会長がおいでしますので、民生委員としての考え方や視点でご意見いただいたのは、これまででもすごく重要な部分だったので、知っている家庭ではないけれども、民生委員の、ここは注意すべきだという見方や考え方を委員会の中で残していただけるのは、ありがたいと思っています。

委員長 他に何かご意見はございませんか。  
ないようですので、報告事項(1)『平成28年度事務事業評価(新規・拡大)』について、事務局より説明をお願いします。

住友学校教育課長 学校教育課関係の拡大事業についてご説明いたします。  
「ICT環境整備事業」については、1点は、学校に導入した機器のトラブルや簡単なメンテナンスや授業でのICT活用に関する支援を行うICT支援員の配置、2点目は、鴨島東中学校の普通教室に他の3中学校と同じ電子黒板の機能を備えたプロジェクターの導入、3点目は小学校1、2年生の算数と全学年の国語のデジタル教科書導入をめざしております。  
「特別支援教育支援員配置事業」については、教員免許を有する支援員をこれまで以上に学校教育において有効に活用し、チーム学校の一員として、教育的な配慮を必要とする児童生徒の指導・支援に教員と共働して携わることができるよう、賃金や勤務日数の見直しなど待遇改善を図りたいと考えております。また、学校の通常学級において発達障害の可能性のある児童生徒の増加に伴い、支援員を本年度の17名から18名に増やせるよう要求してまいります。  
「外国語指導助手配置事業」については、本市の英語教育の推進と次期学習指導要領を見すえた取り組みの充実を図るため、JETプログラムのALTを1名増員したいとすることをめざしております。今後、年次的にALTを1名ずつ増やし、小・中学校の英語授業を実際のコミュニケーションの場面とすることができるようにしたいと考えております。  
「市立中学校英語検定料補助事業」については、本年度第2回検定が終了した現時点での受検者数は27年度の1.2倍増となっております。資格取得をどの子にもチャンスを開いていくため検定料を補助し、生徒が合格の目標を持って意欲的に英語学習に取り組んでいけるようにしたいと考えております。平成29年度からは、準2級と3級でライティングテストを導入するため検定料を改定することが英語検定協会から公表されておりますが、本市では個人負担を27年度据え置きのまま、事業を行いたいと考え

ております。

橋川教育総務課長

続きまして、教育総務課関係についてご報告いたします。

事務事業名は「各小学校洋式便器改修工事」です。

今月 11 日付の徳島新聞朝刊の報道にもございましたが、公立小中学校のトイレに関して、文科省が実施した全国実態調査で、洋式便器の割合は 43.3%にとどまり、和式は 56.7%に上ることがわかりました。家庭では、洋式が主流で、子どもから「和式は使いづらい」との声が出ているにもかかわらず、改修が進んでいません。また、学校施設は大規模災害時の避難所として指定されている箇所も多く、高齢者や障害者への利便性を高めるなど、対策が求められています。

徳島県全体の洋式化率も低く、32.2%と改修が進んでいないのが現状です。また、教職員の多くが学校施設で最も改善が必要なのはトイレと考えており、有識者からは我慢することで便秘につながるといった健康面の懸念や、床が汚れやすいなど衛生上の問題を指摘する声も出ています。

そこで、現在進めています学校再編も考慮しながら、洋式トイレ設置率の低い、また、避難収容拠点施設に指定されている小学校を優先し、来年度から 3 箇年計画で洋式化を図っていきます。(4.3.3 計 10 校)

次に、「山川東部地区こども園化環境整備事業」です。山川東部地区こども園につきましては、4 月定例教育委員会でもご審議いただきましたが、その進捗状況についてご報告いたします。

山瀬幼稚園敷地と山瀬小学校グラウンドの一部に、平成 30 年 4 月、民間の「かもめ福祉会」が認定こども園を開園します。このため、今月中旬から来年 3 月末にかけて山瀬小学校内に山瀬幼稚園仮園舎を設置します。その後、山瀬幼稚園の来年 3 月修了式後、山瀬幼稚園解体工事にとりかかり、6 月頃よりこども園新築工事に着工する予定です。また、山川東保育所は、平成 30 年 3 月に解体、整地を行い、その跡地を含めた山瀬小学校グラウンド整備についても、平成 30 年 6 月の完成を目指します。以上でございます。

松原生涯学習課長

続きまして、生涯学習課関係の事務事業評価をご説明いたします。

先ほど、教育総務課からも説明がありました、山川東部地区こども園化環境整備事業に関わる件についてご説明します。吉野川市山瀬地区認定こども園施設整備事業計画により、本年度より関係各課で連携し整備を行っています。生涯学習課では、平成 29 年度に運動場東側の防球フェンス、体育倉庫、掲揚台を整備、平成 30 年度には夜間照明の整備を計画いたします。

「総合スポーツ運動場芝管理委託業務」についてです。総合スポーツ運動場にはサッカー場と野球場があり、現在、サッカー場の芝管理は業者委託していますが、野球場の外野芝生については草刈り程度しか行っていない状況でありました。利用者の利便性、競技性の向上を図るため、従来のサッカー場芝管理業務に、野球場芝管理を追加するものです。

「総合スポーツ運動場（野球場）改修工事」です。市内で唯一の野球場ですが、設置から 30 年以上経過し老朽化が著しいため、利用者の安全面、競技環境の向上を目的とした改修工事を計画しています。整備概要は、内野の黒土の入替、3 塁側防球フェンスの設置（3m→10m）、ベンチの屋根取替を計画しています。

「屋外運動場整備工事」です。この事業は、度重なる台風により表土の流出で使用できなくなった鴨島運動場に替わる屋外運動施設として、川島の美化センター跡地と保養センター上桜跡地を一体的に活用し、多目的グラウンドを整備するものです。美化センター跡地については、現在、中央環境整備組合所有の土地であるため、用地取得については今後交渉が必要ですが、平成 29 年度に用地取得と設計業務、平成 30 年度に整備工事を計画しています。整備概要は、計画では通年使用可能な人工芝グラウンドとし、新たなスポーツ拠点としての整備を目指します。

「川島公民館改修工事」です。川島公民館は昭和 54 年に建築され、これまでも防水工事等の改修工事を行ってきましたが雨漏りがある状況です。このため未実施部分の屋上防水、それから外壁のクラック修繕及び塗装による雨漏り対策、また、内装について

も一部壁紙が剥がれるなど、早急な修繕が必要なため、平成29年度に大規模修繕を計画しております。

「飯尾敷地コミュニティーセンター屋外非常階段改修工事」です。建物北側に設置しています非常階段が経年劣化により非常に危険な状況となっております。このため鉄骨で新たに設置する計画となっております。

「アメニティセンター屋根防水改修工事」、「アメニティセンター照明・音響改修工事」です。平成4年に建築された施設で、屋根の防水シートが経年劣化により破損しています。また、ホールの音響及び照明設備も老朽化しており一部使用不可の状態となっております。このため改修工事を計画しております。

「ふるさとセンター体育館照明LED化工事」です。ふるさとセンターには、美郷支所及び美郷公民館が入っており、また、指定緊急避難場所に指定されており、美郷地区における中心的施設となっております。平成4年に建築された施設で、体育館の多くの水銀灯が交換時期を迎えており、天井部分は高所のため足場を組んで取り替える必要があります。高額な取替費用が交換の度に必要となります。このため、今後のランニングコストも考慮しLED化を計画しています。

「芳川頭正伯生家造成工事」です。この生家は、老朽化が著しく危険家屋であるため、雨漏り及び屋根飛散防止対策として、今年度ブルーシートで全体を覆って対応しています。地元住民などから改築等の要望はございますが、文化財として適切な保存がされていない状況等から建造物としての文化財的価値は失っている状況と判断し、現在の建造物としての文化財指定はいったん解除し、新たに史跡としての文化財指定を検討しています。このような手続きを踏まえたうえで、平成29年度に史跡公園的な整備を計画しています。

「市民コンサート開催事業」です。市民コンサートについては、集客力がとれる事業として展開するため3年に1度開催するとし、平成30年度に実施予定となっておりますが、県からの開催依頼等もあり平成29年度に実施することとなりました。

内容につきましては、とくしま記念オーケストラによる公演を実施いたします。公演に際しては、鴨島第一中学校ウインドオーケストラ部に対しての演奏指導、また、当日のオープニング演奏をおねがいしております。以上です。

片山学校再編準備室長

学校再編準備室から事務事業につきまして説明させていただきます。

川田・美郷地区統合小学校事業におきましては、平成29年度拡大事業としています。

内容といたしましては、平成29年8月に新校舎・園舎の完成(予定)に伴う、川田中幼稚園、小学校及び山川南保育所の移転費用、初年度備品購入費や高越小学校運動場整備に伴う現校舎・園舎の解体、外構工事費でございます。また、平成30年4月の開校・開園に向けた、開校式、閉校式費用や通学支援におけるスクールバス購入費等を考えています。以上説明とさせていただきます。

委員長

このことについて、ご質問・ご意見はございませんか。  
ないようですので、教育長報告をお願いします。

石川教育長

10月後期の学校訪問の残り、1園5校がございまして、その節は大変お世話になりました。いろいろな子どもたちの活動が見えたのではないかと思います。

10月25日に県就学前人権教育研究大会ということで、鴨島幼稚園、めぐみ保育園、めぐみこども園等を会場として、県内各地から、就学前の先生方が参加して研究大会が開かれました。これを皮切りに、11月は各小中学校で、いろいろな大会が行われています。11月2日、市内幼稚園小学校人権教育研究大会(川田幼稚園・小学校)、11月8日、市小学校外国語活動授業研究会(鴨島小学校)、これは来年統一大会があるということで、プレ大会が鴨島小学校で行われました。また10日に同じく、特活の授業研究会(川島小学校)、これも来年、川島小学校が会場にあたっている分です。それから17日、市中学校人権教育研究大会(県立川島中学校)が開催されました。同じく17日、今年度から市内小学校の教科部会を統一して行おうということで、市内小学校教科部会統一大会という形で、午後から先生方は各会場に研究大会に参加されました。2

2日、市幼稚園教育研究大会（飯尾敷地幼稚園）が開催されました。以上のように、10月、11月については、小学校・中学校とも子どもたちの教科学習についてを中心に取り組みいただいています。

それから、11月3日、文化の日に市表彰・教育表彰式がありました。教育委員の皆さんには大変お世話になりました。続いて4日、県市町村教育委員会研修会が総合教育センターで行われました。吉野川市が報告ということで、教育委員の皆さんにもご参加頂きまして、大変ありがとうございました。海外教育見聞事業報告会ということで、11年前にスタートし、市内の小中学校の先生方が海外に派遣されて、いろいろな活動をしていくというこの会が、今年で10回目ということで、最後を迎えることになりました。最後に総括報告会ということで、今まで参加された先生方31名の参加と市長・副市長をはじめ市の関係者、安崎さんのお知り合いの方の、総勢50名が参加して開催することができました。

誠に残念なことなのですが、他町の小学校教員による不祥事ということで、大きく新聞紙上に載りました。そのことを受けて11日、県の臨時管区別教育長会が開催されました。また、14日には市臨時幼稚園長・小中学校長会を実施し、校長先生方に、各学校の取り組みについてお話をさせていただきました。

生涯学習関係としまして、19日に徳島駅伝の市選手団の選考会ということで今年初めて小学生の選考会を実施し、男女2名ずつ選考させていただきました。昨日、市選手団選考会ということで、中高生、一般の方の選考会を川島城の北側の土手を使って実施させていただきました。来年、徳島駅伝で頑張ってお走ってくださることを期待して、お話をさせていただきました。

委員長 その他について、お願いします。

片山学校再編準備室長 学校再編準備室から 高越小学校、校歌の作詞、作曲者について報告させていただきます。

先の学校再編準備委員会において作詞・作曲者については、事務局一任としていただいております。今年度中の作成を目指し、学校再編準備委員会に先立ちまして、教育委員会に報告するものです。

作詞・作曲者の選定につきましては、様々なご意見をいただきましたが、山川町では、合併前から親交もあり、思い入れも持っていてくださっている堀内 佳さんに依頼することといたしました。去る、25日（金）に高知市の堀内さんの自宅に出向き、正式な依頼をし、快く了承していただきました。今後は、校歌作成に向けて堀内さんと連携を密にしながら進めてまいります。以上報告とさせていただきます。

橋川教育総務課長 次回の定例教育委員会でございますが、12月22日（木）16時00分から開会ということでいかがでしょうか。

一同 異議なし。

橋川教育総務課長 それでは、次回の定例教育委員会は、12月22日（木）16時00分から開催させていただきます。

委員長 よろしいでしょうか。それでは、以上を持ちまして、吉野川市定例教育委員会を終了致します。